



平成27年 4月14日

各 位

会 社 名 アニコム ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 森 伸 昭
(コード番号：8715 東証一部)
問合せ先 取締役経営企画部長 須 田 一 夫
(TEL. 03-5348-3911)

当社子会社、アニコム損害保険株式会社における 保険業法第113条繰延資産の一括償却に関するお知らせ

当社の100%子会社であるアニコム損害保険株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：小森 伸昭）は、2015年3月期において保険業法第113条繰延資産の一括償却を行うこととしましたので、お知らせいたします。

1. 償却の内容と理由

保険会社では、他の一般の事業と比較して開業当初に多大な事業費が先行して発生することから、保険業法第113条第1項において開業から5年間の事業費を資産計上し、10年以内にわたって償却することが認められています。

アニコム損害保険株式会社においても、同法に則り開業後の2008年3月期及び2009年3月期に発生した事業費の一部を繰延資産として計上する一方、2017年3月期までの10年間にわたり均等償却しており、2014年3月期末においては保険業法第113条繰延資産を貸借対照表の資産の部へ484百万円計上しておりました。

しかしながら、以下の理由により2015年3月期において一括償却することといたしました。

1. アニコム損害保険株式会社の業績が順調に推移している結果、保険業法第113条繰延資産を一括償却した後も、利益剰余金が計上できる見込みであること。
2. 貸借対照表上に将来負担すべき費用の繰延額を残しておくよりも、それを全額償却することによってより健全な財務内容になること。

2. 業績への影響

2014年11月6日に公表した「2015年3月期の連結業績予想」においては、2015年3月期の均等償却分161百万円は経常費用に含んでおりますが、2016年3月期および2017年3月期の均等償却分合計323百万円は含んでおりません。

このため、今回の一括償却により2015年3月期において当該323百万円が新たな経常費用として発生するとともに、繰延税金負債の取崩し等により93百万円の法人税等調整額が計上される予定であります。

ただし、2015年3月期においては保険引受費用の想定以上の良化等により業績が堅調に推移していることから、通期連結業績予想は修正いたしません。

3. 中期経営計画への影響

今回の一括償却により、2016年3月期および2017年3月期に計上予定であった各期161百万円の均等償却額が2015年3月期に計上されることとなるため、2014年5月8日に開示している「中期経営計画2017」における両期間の経常利益を161百万円ずつ増加させることとなります。

なお、中期経営計画は2015年5月8日にローリングを予定しております。

以 上